

衛生だより



平成30年度第48号（2月）発行

千葉県北部家畜保健衛生所

東部・北部家畜防疫獣医師会

〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1

Tel : 0478-54-1291 Fax : 54-5996

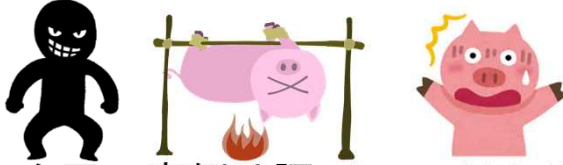
夜間・休日緊急（転送されます）

（公社）千葉県畜産協会

〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

家畜の死体処理は適切に！

2月19日に愛知県の養豚場で、管理者が豚コレラを疑い、死亡した豚を農場内で焼却していた事例が確認されました。



検査の結果、今回の事例は豚コレラではありませんでしたが、このような行為は豚コレラの発見を遅らせ、感染を拡大させるおそれがあります。

また、以下の法律に抵触するおそれがあります。

<化製場等に関する法律>

家畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）の死体については、許可を受けた施設以外で処理（解体、埋却、焼却等）することは禁止されています。

<廃棄物の処理及び清掃に関する法律>

自己所有地内であっても、埋却、野外焼却（野焼き）の行為は禁止です。

と畜場等の畜産関係施設へ出荷する際には、以下に注意しましょう！

○特にと畜場では、交差汚染する可能性が高いことから、畜産関係車両は荷台・運転席を含め車両全体を十分に洗浄した上で、消毒しましょう。

○出荷する際の畜産関係車両は、複数の農場へ立ち入らないようにしましょう。

やむを得ず複数農場へ立ち入る場合は、入退場時の車両・運転席の消毒を徹底するとともに、作業着や長靴等については各農場専用のもので、それぞれが接触しないように管理しましょう。

県内で
PEDが
続発中！

【50例目】

○確定診断日：2月25日

○発生農場：県北東部の1農場（約800頭飼養の一貫農場）

○症状：繁殖豚3頭嘔吐、うち1頭褐色泥状下痢

繁殖豚2頭下痢

【51例目】

○確定診断日：2月26日

○発生農場：県北東部の1農場（約4000頭飼養の繁殖農場）

○症状：哺乳豚10頭黄色水様性下痢、繁殖豚2頭嘔吐

豚の様子がおかしいな、と思ったらすぐにご連絡ください。

北部家畜保健衛生所 Tel.0478-54-1291 Fax.0478-54-5996

夜間・休日は転送されます、必ず5回以上コールしてください

毎月1日は
一斉消毒の日